

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年五月十七日法律第四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第五条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条及び第七条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日